

	保育を必要とする事由	添付書類
1	保護者が居宅外で原則として昼間4時間以上、かつ、月16日以上就労している幼児	父母それぞれの就労証明書 又は内定証明書
2	保護者が居宅内で原則として昼間4時間以上、かつ、月16日以上事業の営業者又は事業専従者として就労(内職に従事している場合を含む。)している幼児	
3	母が出産し、又は出産予定日の前後各8週間の期間内であって出産の準備又は休養を要する状況にある幼児	母子手帳の写し
4	保護者が居宅内で常時臥床している幼児	保育ができない旨の診断書 又は身体障害者手帳等の写し
5	保護者の入院又は安静を要する期間が2週間以上にわたる状況にある幼児	
6	保護者に精神性の疾病若しくは障害がある幼児又は保護者が身体障害者福祉法(昭和24年法律第164号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)を交付され、その障害の等級(以下「障害等級」という。)が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する4級以上である幼児	
7	保護者が傷病のため1月以上にわたる通院を要する幼児	
8	保護者が常時親族の介護をする必要がある幼児	
9	保護者が精神性の疾病若しくは障害がある親族の介護をする必要がある幼児又は身体障害者手帳の障害等級が4級以上である親族の介護をする必要がある幼児	常時介護を必要とする旨の診断書又は身体障害者手帳等の写し

10	保護者が親族の1月以上にわたる傷病のため通院に付き添う必要がある幼児	
11	保護者が自宅及び近隣の火災その他の災害の復旧に当たっている幼児	り災証明書
12	保護者が学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による学校又は就労に必要な知識、技能の習得を目的として職業訓練校その他の専門学校において就学している幼児	保育ができないことを証する書類
13	保護者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児の通学に常時付き添う必要がある幼児	
14	保護者が求職活動中であるため当該幼児の保育をすることができない幼児 原則として2月を限度として補助対象とする	
15	前各項に掲げるもののほか、保育が必要であると特に認められる幼児	